

飯田市社協とおやま居宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人飯田市社会福祉協議会が開設する飯田市社協とおやま居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護又は要支援の状態となった高齢者等（以下「要介護状態等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、また利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮する。

2 事業所の介護支援専門員は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 飯田市社協とおやま居宅介護支援センター
- (2) 所在地 飯田市南信濃和田1550番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、介護支援専門員の管理、指定居宅介護の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況把握とその他関連業務の管理。指定基準に定められた規程を遵守させるために必要な指揮指令を行う。

- (2) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、居宅介護支援に係る業務を行う。

利用者の数が44又はその端数を増すごとに1とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、時間外及び営業日以外についても電話での受付を行う。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者又はその家族の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は事務所で受け付け、住居環境等を把握するため、家庭訪問し面接する。入院等による特別な場合は病院等で、事務所に来所された場合は、面接室（相談室）にて面接を行う。後日家庭訪問を実施する。
- (2) 居宅サービス計画の作成、医療関係やサービス事業者との連絡調整を行う。
- (3) 介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行う。
- (4) 課題分析方式は、飯田市社協アセスメント様式及び飯田市アセスメント様式とする。
- (5) 居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護認定変更申請をした場合については、原則としてサービス担当者会議を開催する。ただし、要介護認定、要介護変更認定を受けた場合のサービス担当者会議の開催において、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
- (6) サービス担当者会議の開催は、利用者宅で行う。会議の形態は、利用者の状態等により適宜最適な方法で行う。
- (7) 特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する。少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。
- (8) 居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業所に交付する。
- (9) 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあつては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載する。
- (10) 居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合にあつては、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載する。
- (11) 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図る。
- (12) 地域包括支援センターから介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該業務が適正に実施できるよう配慮する。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 飯田市を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、飯田市内（上村、南信濃地区）とする。

(事故と損害賠償)

第9条 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡して必要な措置を講ずる。

2 事業者は、サービスを提供するにあたって、利用者又は利用者の家族の生命、身体、財産に損害が生じた場合は、利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償する。ただし、事業者に故意過失がなかった場合には、この限りでない。

3 前項の場合、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合には賠償額を減額することが出来る。

(虐待防止)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

3 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(その他運営についての重要事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るため、研修の機会を計画的に設けるものとする。

2 介護支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。また、介護支援専門員でなくなった後においても、引き続きこの義務を負う。

3 サービス担当者会等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者及びその家族の同意を予め文書により得ておかなければならない。

4 実施地域等を勘案し自ら適切な支援を提供することが困難であると判断した場合は、他の支援事業者の紹介等必要な措置を講ずる。

5 介護支援専門員は、常に身分証及び介護支援専門員証を携行し、初回訪問時及び利用者や家族から提示を求められたときは、いつでも提示する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人飯田市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月19日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年12月18日から施行し、平成20年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。